

賃金規程【抜粋】

第1章 総 則

第1条(適用範囲)

この規程は、就業規則第53条に基づき、正規の職員の賃金および賞与について定めたものである。正規の職員以外の者については本規程を適用しない。

第2条(賃金の構成)

賃金の構成は以下のとおりとする。

- ① 基本給
- ② 緊急対応手当
- ③ 管理職手当
- ④ 時間外・休日・深夜労働の手当等
- ⑤ 通勤手当

第3条(賃金計算期間及び支払日)

賃金は、当月1日から起算し、当月末日を締め切りとした期間（以下、賃金計算期間という）について計算し、翌月10日に支払う。但し、当該支払日が休日である場合は、原則としてその前日に支払うものとする。

第4条(賃金の支払方法)

賃金は通貨で直接職員にその全額を支払う。但し、職員が死亡したときはその遺族に対し支払う。

2. 前項の規定にかかわらず職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。但し、使用者が特に指定した場合は口座振り込みは行わず、前項の原則どおり、本人へ直接現金支給とする。

3. 以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税（市町村民税及び都道府県民税）
- ③ 雇用保険料
- ④ 健康保険料（介護保険料を含む）
- ⑤ 厚生年金保険料
- ⑥ その他必要と認められるもので職員代表と協定したもの